

令和7年12月25日意見交換会

質問状

1. 令和7年度県民ニーズ調査結果について

- (17) 神奈川県でくらす外国人も日本人と同じような権利を持つべきだ
⇒ 令和4年度（そう思わない 36.5%）令和5年度（そう思わない 38.2%）令和7年度（そう思わない 56.7%）と約 1.5倍増となっている結果に対して県はどう捉えているか意見をお伺いしたい

■県回答

- (17) (20) 一括にて回答
- ・本件の外国籍県民比は、2014年から2024年までの10年間で、1.8%から3.1%に増加しており、地域社会や経済活動の担い手として地域に欠かせない存在となっていると考えています。
多様な国・地域の方々が共存する本県においては、県民一人ひとりが、お互いの文化的違いを認め、尊重し合うことが大切であり、国籍にかかわらず、県民として同じ権利を持ち、差別されることなく、誰もが暮らしやすい地域社会となるよう、引き続き多文化共生に向けた取組を進めることが必要と考えます。

- (18) いじめや差別は、一人ひとりが思いやりの心を持てばなくせるものだ
⇒ 令和4年度（そう思わない 46.1%）令和5年度（そう思わない 44.3%）令和7年度（そう思わない 43.7%）と殆ど変化は見られない。この問題は教育啓発と密接な関係性があると思われるが 令和4年から現在までにこの結果を受けて実施してきた教育啓発 施策について説明されたい

■県回答

- ・県教育委員会では、令和4年3月に改定された「かながわ人権施策推進指針」に基づき、県民一人ひとりが、人権尊重の理念について正しい理解を深め、互いの多様性を認め合う人権が真に尊重される地域社会を実現するため、人権教育を総合的に推進しています。
- ・人権教育の推進にあたっては、人権の意識や価値を認識し、人権尊重が意思・態度に表れ、さらに行動につながるような、県民一人ひとりの人権感覚を育成することなどを基本としています。

- ・具体的な取組としては
 - 教職員等の意識啓発や人権課題についての理解のための研修講座
 - 学校や地域等で活用できる啓発資料等の作成・普及
 - 研究校の指定による人権教育の研究などを実施しています。

(19) 今後 10 年くらいの間に、一人ひとりの人権が尊重され、差別がない地域社会になっている

⇒ 令和 4 年度調査（そう思わない 81.6%）令和 5 年度（そう思わない 80.9%）
令和 7 年度（そう思わない 81.3%）とこの 3 年間において全く改善されていない。
本調査結果を受けて県はこの 3 年間 どのような施策を講じてきたのか説明
されたい

■県回答

- ・この 3 年間の取組としては、国や市町村と連携した人権啓発イベントの実施や多くの人が集まるスポーツイベントの会場で人権啓発活動を行うなど、様々な機会を捉え人権の大切さを県民の皆様へ周知しています。
- ・また人権教育に関しては、前述のとおり
 - 教職員等の意識啓発や人権課題についての理解のための研修講座
 - 学校や地域等で活用できる啓発資料等の作成・普及
 - 研究校の指定による人権教育の研究などを実施しています
- ・しかし、ご指摘のとおり、「そう思わない」との回答が大半を占めるという状況は、県として、一層の取組を進める必要性があると考えています。引き続き、かながわ人権施策推進指針に基づき「人権が全ての人に保障される地域社会」の実現を目指して、取組んで参ります。

(20) 今後 10 年くらいの間に、外国人にとってもくらしやすい地域社会 になっている

⇒ 令和 4 年度（そう思わない 64.0%）令和 5 年度（そう思わない 63.6%）令和 7 年度（そう思わない 66.9%）と殆ど変化は見られない。そもそも神奈川県は外国人受入れ（多文化共生社会）についてどう考えているか？

■県回答

上記 1 にて一括回答

- (24) 子ども・若者が自分自身の価値や存在感を実感できる世の中になっている
⇒ そうは思わない **71.1%**という非常に高い数値についての見解をお伺いしたい

■県回答

- ・県では、かけがえのない存在であるすべての子どもの笑顔があふれ、誰もが幸せに暮らすことができる命輝く社会を実現するため、今年4月に「こども目線の施策推進条例」を施行し、また、「かながわ子ども・若者未来計画」により、各種施策を総合的に進めていますが、今回の結果を重く受け止め、将来担う子どもが自分自身の存在を肯定的に捉えられるような社会となるには何が必要なのか、子ども施策を担う部署と連携して考えてまいります。

2. 同和問題施策について

- ⇒ 令和7年度に実施してきた「部落差別解消法」第三条、第四条に関する施策について説明されたい（一般人権施策では無く部落差別解消法 条項に準じた施策）

■県回答

- ・第3条（県の責務として地域の実情に応じた施策の実施）について、県は、同和問題を理解するリーフレットの配布等による啓発や、インターネット上の同和に関する差別的投稿のモニタリングなどをおこなっています。
- ・第4条（相談体制の充実）については、県は、現在、地域相談連絡協議会が行う相談活動に対して一部補助を行っています。

- ⇒ 県は本法律が同和問題完全解消には重要と捉えているか説明されたい

■県回答

- ・同和問題の解決に向け、本法律に則って施策を実施しており重要であると考えています。
- ⇒ 現在の同和問題教育啓発の基本となっている「同和問題を正しく理解する」詳細内容について、適格だと思われるか意見をお伺いしたい
- ・人づてに聞いたことやインターネット上の情報をうのみにすることなく、差別を存続させている歴史的、社会的背景の問題点を正しく理解し、自ら考え、行動していく必要があるとかんがえており、適切であると考えています。

3. 相談事業委託対応 2 団体について

⇒ 令和 7 年 1 月から現在までの相談を受けた件数を開示されたい。また昨年度同期との対比を開示されたい

■県回答

- ・令和 7 年 1 月から 10 月まで 490 件 (令和 6 年度より 38 件増加)
- ・令和 6 年 1 月から 10 月まで 452 件

4. 県が実施しているネット等モニタリングについて ⇒ 令和 7 年 1 月から現在までのモニタリングの、法務局への相談件数、内容について説明されたい

■県回答

- ・令和 7 年 1 月から 11 月までの間、法務局へ削除要請した件数は、
同和問題 19 件
ヘイトスピーチ 412 件

5. 福祉施策について 高齢者及び障がい者支援などに関する施策及び県担当部署の対応について当日ご質問させて頂きます